

第1部 重要ポイントを改めて確認

消費税率10%への引上げと軽減税率制度及び関連項目について

第2部 働き方改革 年末調整業務改善

効率化できるMJS 年末調整ご紹介

令和元年(2019年)10月1日から消費税の税率が10%に引き上げられます。税率の引き上げに伴い、軽減税率制度・区分記載請求書等保存方式が導入されます。さらに、税率引上げから4年経過すると(2023年)、仕入税額控除の要件が、区分記載請求書等保存方式から適格請求書等保存方式へ移行することになっています。本講座では、直前に迫った消費税率引上げ及びそれに関連する各項目について、実務上の留意点を再確認します。

第2部では、働き方改革を支援する『MJS 製品 効率化できる年末調整』を(株)ミロク情報サービスよりご紹介します！！

講師 西野 道之助 (にしの みちのすけ)
MJS税経システム研究所客員研究員

略歴:1985年 平川税務会計事務所(現税理士法人平川会計パートナーズ)入所、現在に至る。日本税務会計学会委員(会計部門)

主な著書:『よくわかる税制改正と実務の徹底対策』、『事業承継税制の特例完全ガイド』、『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』(以上、共著)、他多数。

セミナー内容

《第1部》

- [1] 消費税率引上げの経緯
- [2] 消費税率10%への引上げ及び引上げに伴う措置
- [3] 消費税率の引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率
- [4] 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等
- [5] 区分記載請求書等保存方式の導入
- [6] 税額計算の特例
- [7] 適格請求書等保存方式の導入

日時 2019年9月18日(水)
13:30~15:30 (13:00開場)

会場 富山国際会議場ビル 204号室
富山市大手町1番2号
電話 076-424-5931 駐車料金2時間無料サービス

定員 30名 (先着順/定員になり次第締切)

受講料 無料

《第2部》

- [1] MJS製品の紹介 EdgeTracker 年末調整
煩雑になる年末調整業務を効率化するには？

講師の詳しいプロフィールや、その他の研修情報は、
ミロク会計人会 > 研修会・セミナーのページをご覧ください。
<https://www.mirokukai.ne.jp/seminar/index.html>

セミナーお申込書 (FAX送信先: 076-464-3673)

※複数名お申込みの場合は、
当申込書をごコピーしてご利用ください。

ふりがな	
貴社名	
ふりがな	ふりがな
ご参加者名	ご参加者名
ご住所 〒	TEL
Eメールアドレス: @	FAX

----- ご記入いただく情報について -----

ご記入いただくお客様の個人情報は、当研修の受付にあたり名簿作成を行いお客様への対応をする上で必要なものです。お申し込みいただいた個人情報につきましては、研修講師、協賛各社および業務委託先へ提供場合があります。また、お預かりした情報は、今後の各種イベント、研修のご案内や当社および協賛各社からの製品情報のご案内、保険代理店業に関するご案内に、利用させていただくことがあります。ご案内が不要なお客様は、当社にご連絡をいただければ電子メール、DMなどの送信発送を中止いたします。当社では、記入していただいた情報を当社個人情報保護方針に則り適切に管理し、お客様の承諾なく上記以外の第三者に開示・提供することはありません。当社の個人情報保護に関するお問い合わせは、「個人情報お問い合わせ窓口」をお願いいたします。電話:026-266-7333(平日 9:00~12:00、13:00~17:00 受付) 当社セキュリティポリシー: <http://www.imsnet.jp/legal/privacypolicy.html>

お問合せ先

情報マネジメントシステム株式会社 〒930-0057 富山県富山市上本町3-16 上本町ビル9F

TEL076-464-3671 FAX076-464-3673

担当 吉森 松浦